

# 生産海域等モニタリング支援事業実施要領

制定 令和2年3月31日元食産第5891号  
農林水産省食料産業局長通知

## 第1 目的

農林水産物・食品輸出促進対策事業実施要綱（平成28年4月1日付け27食産第5412号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）別表1の事業の種類の欄のIの1の（2）のエの生産海域等モニタリング支援事業（以下「本事業」という。）の実施については、実施要綱及び農林水産物・食品輸出促進対策事業補助金交付要綱（平成28年4月1日付け27食産第5418号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、本要領により実施するものとする。

## 第2 事業実施主体

- 1 実施要綱別表1の事業実施主体の欄の9の食料産業局長が別に定める者は、次に掲げるとおりとする。

農林漁業者の組織する団体、食品事業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、独立行政法人、地方独立行政法人、企業組合、事業協同組合、事業協同組合連合会、協業組合若しくは輸出組合又は法人格を有しない団体であつて食料産業局長が特に必要と認めるもの（以下「特認団体」という。）

- 2 特認団体は、次に掲げる要件を全て満たすことを要するものとする。

- （1）主たる事務所の定めがあること。
- （2）代表者の定めがあること。
- （3）定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程があること。
- （4）年度ごとに事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。

- 3 特認団体の申請をする団体は、事業実施計画（実施要綱第5の1の事業実施計画をいう。以下同じ。）を提出する際、別記様式1を併せて食料産業局長に提出して、その承認を受けるものとする。

## 第3 事業の内容等

本事業の内容及び補助対象となる経費の範囲は、次のとおりとする。

今後の輸出拡大に向けて有望な輸出品目である二枚貝等や養殖魚介類の輸出を促進するため、輸出先国・地域（以下「輸出先国」という。）の衛生条件に対応する

ために必要な生産海域や当該輸出品目に含まれる残留物質等のモニタリングの取組に対し支援する。

#### 1 生産海域モニタリング業務

輸出先国の要求するホタテガイ、カキなどの二枚貝等の生産海域でのプランクトン検査及び貝毒検査等に係る支援を実施することとする。

(補助対象経費)

検査費、用船費、検体購入費、消耗品費、旅費、人件費等

#### 2 残留動物用医薬品等モニタリング検査

輸出先国が要求するブリ、カンパチ、マグロなどの養殖魚介類の残留動物用医薬品等のモニタリング検査に係る支援を実施することとする。

(補助対象経費)

検査費、消耗品費、旅費、人件費等

### 第4 事業の実施期間

本事業の実施期間は、令和2年度とする。

### 第5 採択基準等

実施要綱第4の採択基準は、次に掲げるとおりとする。

#### 1 必須となる基準

(1) 事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業を確実に遂行するため適切なものであること。

(2) 事業実施主体が事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。

(3) 事業費のうち事業実施主体の負担分について、適正な資金調達が可能であること。

#### 2 優先採択に係る基準

(1) 「G F P (農林水産物・食品輸出プロジェクト) グローバル産地計画の承認規程 (平成31年2月1日付け30食産第4260号農林水産省食料産業局長通知)」に基づく計画 (以下「G F P産地計画」という。) の承認を受けた事業実施主体であること。

(2) G F P産地計画の承認を受けていないが、G F Pコミュニティサイト (<https://www.gfpl.maff.go.jp/entry>) に登録されている事業実施主体であること。

(3) 輸出に関する取組内容を含んだ「浜の活力再生プラン」(浜の活力再生プランの策定及び関連施策の連携について (平成26年2月6日付け25水港第2656号農林水産事務次官依命通知) の第2に掲げるものをいう。) の承認を受けた事

業実施主体であること。

## 第6 事業実施手続

### 1 事業実施計画の作成及び承認

事業実施主体は、実施要綱第5の1の規定に基づき、別記様式2により事業実施計画を作成し、食料産業局長に提出して、承認を受けるものとする。

ただし、実施要綱第5の2の規定に基づく、事業実施計画の変更（2の重要な変更に限る。）又は中止若しくは廃止の承認申請については、交付要綱第8の規定に基づく「補助金変更等承認申請書」の提出をもって、これに代えることができるものとする。

なお、別記様式2に添付すべき資料であって、既に本事業の公募要領に基づき提出のあった資料等と重複するものは、その添付を省略できるものとする。

### 2 事業実施計画の重要な変更

実施要綱第5の2の食料産業局長が別に定める重要な変更は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業の内容の追加又は削除
- (2) 事業目的の変更
- (3) 交付要綱別表1のIの1の(2)のエの生産海域等モニタリング支援事業の項の重要な変更の欄に掲げる変更
- (4) 3により委託する事業の新設又は内容の変更

### 3 事業の委託

事業実施主体は、他の者に本事業の一部を委託して行わせる場合は、次に掲げる事項を事業実施計画の別記様式2の別添の「第1 総括表」の「事業の委託」の欄に記載することにより食料産業局長の承認を得るものとする。

ただし、委託して行わせることのできる範囲は、事業費の2分の1を超えてはならない。

- (1) 委託先が決定している場合は委託先名
- (2) 委託する事業の内容及び当該事業に要する経費

## 第7 事業実施状況等の報告及び指導

### 1 事業実施結果の報告

事業実施主体は、実施要綱第7の規定に基づき、事業終了後速やかに事業実施計画（別記様式2）に準じて事業実施結果に係る報告書を作成し、食料産業局長に提出するものとする。

ただし、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）第6条第1項の規定に基づく実績報告書の提出をもって、これに代えることができ

る。

## 2 事業実施状況の途中報告

食料産業局長は、1の規定にかかわらず、必要に応じて、事業実施の途中、事業実施主体に対し、事業実施状況を報告するよう求めることができるものとする。

## 3 指導

食料産業局長は、2の規定による事業実施状況の報告の内容について検討し、事業の成果目標に対して達成状況が不十分であると判断する場合等には、事業実施主体に対し改善の指導を行うなどの必要な措置を講じるものとする。

## 第8 補助金遂行状況の報告

交付要綱第12に定める補助金遂行状況の報告については、補助金の交付決定に係る年度の12月末日現在において補助金遂行状況報告書を作成し、翌月末までに正副2部を交付決定者（交付要綱第3の2に規定する交付決定者をいう。）に提出するものとする。

ただし、交付要綱第11の規定に基づき概算払を受けようとする場合は、交付要綱別記様式第6号の概算払請求書の提出をもって、これに代えることができる。

## 第9 報告又は指導

食料産業局長は、事業実施主体に対し、この事業に関して、必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

## 附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

別記様式1（第2関係）

番 号  
年 月 日

食料産業局長 殿

所 在 地  
団 体 名  
代 表 者 の 役 職 及 び 氏 名 印

生産海域等モニタリング支援事業（〇〇〇）特認団体承認申請書

※〇〇〇には、以下に示す事業名を記入すること。

- ・生産海域モニタリング業務
- ・残留動物用医薬品等モニタリング検査

- 1 団体の名称
- 2 主たる事務所の所在地
- 3 代表者の役職名及び氏名
- 4 設立年月日
- 5 事業年度（ 年 月～ 年 月）

6 構成員

名称	所在地	代表者氏名	大企業・中小企業の別	従業員数	資本金	年間販売額	主要事業	備考

7 設立目的

8 事業実施計画の内容

（注）事業実施計画の添付をもって記載に代えることができる。

9 特記すべき事項

10 添付書類

（1）定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程及び総会等で承認されている

直近の事業計画及び収支予算等

- (2) 新たに設立された団体にあつては、設立に関する関係者の協議・調整等を示す書類  
(創立総会議事録写し等)
- (3) その他参考資料

別記様式2（第6、第8関係）

番 号  
年 月 日

食料産業局長 殿

所在地  
団体名  
代表者の役職及び氏名 印

令和○年度生産海域等モニタリング支援事業（○○○）実施計画の承認（変更、中止又は廃止の承認）の申請について

※○○○には、以下に示す事業名を記入すること。

- ・生産海域モニタリング業務
- ・残留動物用医薬品等モニタリング検査

農林水産物・食品輸出促進対策事業実施要綱（平成28年4月1日付け27食産第5412号農林水産事務次官依命通知）第5の1の規定に基づき、関係書類を添えて、承認（変更、中止又は廃止の承認）を申請する。

- （注）
- 1 関係書類として別添を添付すること。
  - 2 変更、中止又は廃止の場合には、上記「第5の1」を「第5の2」とすること。
  - 3 変更の場合には、本様式中「事業の目的」とあるのは、「変更の理由」とし、承認通知があった事業実施計画の事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。ただし、事業内容のうち当該変更の対象外となるものについては、省略する。
  - 4 中止又は廃止の場合には、本様式中「事業の目的」とあるのは、「中止（廃止）の理由」とし、当該箇所に事業を中止し、又は廃止する理由について記載すること。
  - 5 事業実施結果に係る報告書として本様式を用いる場合には、件名を「令和○年度生産海域等モニタリング支援事業（○○○）実施計画の実施結果の報

告について」とし、別添「第1 総括表」及び「第2 個別事業実施計画添付資料」には実績を記載すること。

別添

第1 総括表

事業種類	事業細目	事業費	負担区分		事業の委託	備考
			国庫補助金	事業実施主体		
Iの1の (2)のエ 生産海 域等モニ タリング 支援事業 (〇〇〇)		千円	千円	千円	(1) 委託先 名 (2) 委託す る事業の内容 及び当該事業 に要する経費	
合	計					

(注) 事業細目は、交付要綱別表1の生産海域等モニタリング支援事業の項の経費の欄の区分により記入すること。

(注) 〇〇〇には、以下に示す事業名を記入すること。

- ・生産海域モニタリング業務
- ・残留動物用医薬品等モニタリング検査

## 第2 個別事業実施計画添付資料

### 生産海域等モニタリング支援事業（〇〇〇）

（注）〇〇〇には、以下に示す事業名を記入すること。

- ・生産海域モニタリング業務
- ・残留動物用医薬品等モニタリング検査

#### 1 事業の目的

--

#### 2 事業の内容

--

#### 3 事業の実施スケジュール

--

#### 4 事業の目標

魚種	海域・地域	輸出実績（〇年度）	輸出目標

（注）原則として、魚種ごと、海域・地域ごとに輸出目標とする数量等を記入すること。

#### 5 添付資料

必要に応じて資料を添付すること。